

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる方へ

## 後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、次に該当する方は、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

【対象となる年度】 ● 令和4年度

● 令和3年度（令和4年3月中に資格取得された方）

【対象となる期間】 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）

【対象となる方】 ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の(1)～(3)の全てに該当する方 ⇒ 保険料の一部を減額

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み

(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

【減免の割合】 1 上記の①に該当する場合 … 全額免除

2 上記の②に該当する場合 … 表1で算出した対象保険料に表2の減免割合を乗じた額

表1

対象保険料 = (A) × (B) ÷ (C)
(A)：世帯の減免対象となる後期高齢者医療保険料の合計
(B)：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(C)：主たる生計維持者及び世帯内の全被保険者の前年の合計所得金額

※ (B) ÷ (C) は、主たる生計維持者の所得が世帯全体に占める割合

表2

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合
世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止または失業の場合	10分の10
300万円以下であるとき	
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

【申請期限】 令和5年3月31日

【必要書類】 1 後期高齢者医療保険料減免申請書

2 主たる生計維持者の収入・所得を確認できる書類（確定申告書の写しなど）

・ 令和4年度分申請の場合 … 令和3年分の収入・所得および令和4年分の収入がわかるもの

・ 令和3年度分申請の場合 … 令和2年分及び令和3年分の収入・所得がわかるもの

3 医師の診断書（※ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合）

【留意事項】 1 主たる生計維持者とは、原則、住民票上の世帯主となります。

2 住民票上の世帯主と主たる生計維持者が異なる場合、申し出ることによって変更できる場合があります。

☎お問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
福祉課国保医療年金係 ☎ 0164-68-7004(課直通)